

障害者雇用義務に関するご案内

障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は従業員の一定割合以上の障害者を雇用することが義務づけられています。

現在の障害者雇用率は

常時雇用している労働者が40人の企業の場合、1人の障害者雇用義務があります。

2.5%

令和8年7月引き上げ

2.7%

37.5人に1人の雇用義務

障害者の雇用数が不足すると・・・

障害者雇用納付金制度

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

常用雇用労働者100人超えの事業主は障害者雇用不足1人にあたり月額5万円の納付が必要です。

※障害者雇用納付金を納めても障害者雇用義務は免れません。

企業名の公表

ハローワークから行政指導を受けて計画を作成し、なお障害者雇用が達成されない場合、企業名公表になります。

※最近の企業名の公表実績(全国)
令和5年度：1社、令和6年度：0社

- 障害者雇用については、**事業主のご理解が不可欠**です。
採用担当者の方とご相談の上、障害者雇用率達成をお願いします。
- 雇い入れ助成金の相談・困りごとがありましたら、ハローワーク川崎北がサポートいたしますので下記までご連絡ください。

担当：ハローワーク川崎北 雇用指導官

044-777-8609(#32)